

令和8年小千谷市教育委員会第2回定例会 会議録

1. 開会・閉会日時

令和8年2月20日（金）午後3時57分

2. 場所

健康・こどもプラザ 会議室

3. 出席構成員

教育長：松井周之輔

委員：高野瑞恵 竹内義朗 福島ひろみ 小林智光

関係職員：教育・保育課 山本課長 佐藤(佐)課長補佐 佐藤(嘉)課長補佐 小林参事
久保参事 小田原学校教育係長 岩渕教育総務係長

4. 議題

日程1 令和8年第1回定例会議事録の承認について

原案のとおり承認

日程2 議案第2号 臨時代理について（議会の議決を経るべき事件の議案についての意見の申し出について（小千谷市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について）

原案のとおり承認

議案第3号 臨時代理について（議会の議決を経るべき事件の議案についての意見の申し出について（小千谷市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について）

原案のとおり承認

議案第4号 臨時代理について（議会の議決を経るべき事件の議案についての意見の申し出について（小千谷市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について）

原案のとおり承認

議案第5号 臨時代理について（議会の議決を経るべき事件の議案についての意見の申し出について（小千谷市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について）

原案のとおり承認

議案第6号 臨時代理について（議会の議決を経るべき事件の議案についての意見の申し出について（小千谷市特定乳児等通園事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について）

原案のとおり承認

議案第7号 臨時代理について（議会の議決を経るべき事件の議案についての意見の申し出について（令和7年度小千谷市一般会計（教育委員会所管）補正予算（第12号）について）

原案のとおり承認

議案第8号 臨時代理について（議会の議決を経るべき事件の議案についての意見の申し出について（令和8年度小千谷市一般会計（教育委員会所管）当初予算について）

原案のとおり承認

議案第9号 小千谷市教育委員会組織規則の一部を改正する規則の制定について

原案のとおり承認

議案第10号 小千谷市教育センター運営規則の一部を改正する規則の制定について

原案のとおり承認

議案第11号 小千谷市立学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則の制定について

原案のとおり承認

議案第12号 小千谷市が設置する特定教育・保育施設に係る費用の額を定める要綱の一部を改正する要綱の制定について

原案のとおり承認

日程3 **報告** ・月例事務報告兼教育委員会・教育長の予定について
月例事務報告兼教育委員会・教育長の予定について日程を確認。

日程4 **協議** ・次回の定例教育委員会開催日について
次回、令和8年第3回定例会は3月17日（金）午後4時15分から市民学習センター楽集館にて開催することで決定。

午後4時26分閉会

(以下、非公開)

議案第13号 令和8年度管理職教職員人事異動の内申について

午後4時32分閉会

引続き、令和8年小千谷市教育委員会第2回協議会 開催

午後5時07分閉会

令和8年 小千谷市教育委員会第2回定例会議事録

開会・閉会日時	令和8年2月20日（金）午後3時57分～午後4時26分	
場 所	健康・こどもプラザ 会議室	
出席構成員	松井周之輔 高野瑞恵 竹内義朗 福島ひろみ 小林智光	
欠席構成員		
関係職員	教育・保育課 山本課長 佐藤(佐)課長補佐 佐藤(嘉)課長補佐 小林参事 久保参事 小田原学校教育係長 岩渕教育総務係長	
議事録作成者	教育・保育課 佐藤(佐)課長補佐	
議 題	日程1	令和8年第1回定例会議事録の承認について
	日程2 議案第2号	臨時代理について(議会の議決を経るべき事件の議案についての意見の申し出について(小千谷市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について))
	議案第3号	臨時代理について(議会の議決を経るべき事件の議案についての意見の申し出について(小千谷市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について))
	議案第4号	臨時代理について(議会の議決を経るべき事件の議案についての意見の申し出について(小千谷市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について))
	議案第5号	臨時代理について(議会の議決を経るべき事件の議案についての意見の申し出について(小千谷市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について))
	議案第6号	臨時代理について(議会の議決を経るべき事件の議案についての意見の申し出について(小千谷市特定乳児等通園事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について))
	議案第7号	臨時代理について(議会の議決を経るべき事件の議案についての意見の申し出について(令和7年度小千谷市一般会計(教育委員会所管)補正予算(第12号)について))
	議案第8号	臨時代理について(議会の議決を経るべき事件の議案

	<p> 議案第9号 についての意見の申し出について(令和8年度小千谷市一般会計(教育委員会所管)当初予算について)) 議案第10号 小千谷市教育委員会組織規則の一部を改正する規則の制定について 議案第11号 小千谷市教育センター運営規則の一部を改正する規則の制定について 議案第12号 小千谷市立学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則の制定について 小千谷市が設置する特定教育・保育施設に係る費用の額を定める要綱の一部を改正する要綱の制定について 日程3 報 告 月例事務報告兼教育委員会・教育長の予定について 日程4 協 議 次回の定例教育委員会開催日について </p>
傍聴者	0名

発 言 者	内 容
松井教育長	<p>これより、小千谷市教育委員会 令和8年第2回定例会を開催します。 ただいま出席数5名で定足数に達しております。 本定例会に提案された会議の案件並びに本日の議事日程等は、ご案内のとおりであります。</p>
松井教育長	<p>まず、日程1 令和8年第1回定例会議事録の承認について を上程いたします。事務局の方で何か修正等あればお願いします。</p> <p>(事務局 なし)</p>
松井教育長	<p>委員の皆様から修正などございませんか。</p> <p>(委員 なし)</p>
松井教育長	<p>それでは、議事録を承認することよろしいでしょうか。</p> <p>(全員 異議なし)</p>
松井教育長	<p>それでは、第1回定例会議事録を承認することといたします。</p>
松井教育長	<p>次に、日程2 議案第2号から6号 臨時代理について(議会の議決を経るべき事件の議案についての意見の申し出について)を一括して上程いたします。 内容は、「小千谷市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」、「小千谷市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」、「小千谷市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」、「小千谷市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」、「小千谷市特定乳児等通園事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」であります。事務局より説明をお願いします。</p>
山本課長	<p>ただいま一括上程となりました議案のうち、まず議案第2号から第5号までの4件の各条例の一部改正における臨時代理について一括してご説明いたします。議案第3号以降同様でありますので、議案第2号別紙をご覧ください。 議案第2号から第5号までの4件の一部改正については、原案のとおり了承するとして、令和8年2月16日付で、教育長が臨時代理いたしましたので、これを報告し、ご承認をいただくものです。 第2号から5号の改正内容としましては、4件ともそれぞれ国が定めております同じ名称の基準が一部改正されたことに伴い、当市の基準を定める条例についても、国と同様に一部改正するものです。4件それぞれの別紙資料をご覧くださいと、概要としましては、関連法案の改正に伴う規定の引用個所の修正や字句を整理するもの以外としましては、利用乳幼児への健康診断について、実施を省略できる場合について、児童相談所等で利用開始前に健康診断が行われた場合に限っていましたが、新たに、母子保健法に基づく乳幼児健診が行われている場合も対象に追加すること、国家戦略特区に限り認められていた地域限定保育士制度の一般制度化に関し、保育士の定義に係る改正を行うことなどあります。</p>

	<p>最後に附則としまして、議案第2号から第4号につきましては、公布の日から施行するものでありますが、議案第5号につきましては、公布の日から施行するものであります。</p> <p>次に、議案第6号臨時代理について（議会の議決を経るべき事件の議案についての意見の申し出について（小千谷市乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について））をご説明いたします。議案第6号別紙をご覧ください。</p> <p>こちら原案のとおり了承するとして、令和8年2月16日付で、教育長が臨時代理いたしましたので、これを報告し、ご承認をいただくものです。議案第6号別紙資料をご覧ください。</p> <p>本案は、国が定めた子ども・子育て支援法の一部改正に伴い、乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）が給付制度化され、乳児等のための支援給付が創設されることを受けまして、当該給付に係る特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準について定める必要があるため、新たに条例を制定するものであります。</p> <p>条例は、第1条の趣旨から第33条の電磁的記録等までとなっており、一つ一つ内容については割愛させていただきますが、条例を制定するにあたりまして、小千谷市として特段の事情がないため、国が定める同じ名称の基準のとおり制定するものであります。</p> <p>最後に附則として、この条例は、令和8年4月1日から施行するものであります。説明は以上です。</p>
松井教育長	<p>ありがとうございました。何かご質問などありましたらお願いします。</p> <p>（委員 なし）</p>
松井教育長	<p>それでは、議案第2号から6号につきましてご承認いただけますでしょうか。</p> <p>（全委員 異議なし）</p>
松井教育長	<p>議案第2号から6号につきましてご承認いただきました。</p>
松井教育長	<p>続いて、議案第7号から8号 臨時代理について（議会の議決を経るべき事件の議案についての意見の申し出について）を一括して上程いたします。</p> <p>内容は、「令和7年度小千谷市一般会計（教育委員会所管）補正予算（第12号）について」、「令和8年度小千谷市一般会計（教育委員会所管）当初予算について」であります。事務局より説明をお願いします。</p>
山本課長	<p>ただいま一括上程となりました議案のうち、まず議案第7号「臨時代理について（議会の議決を経るべき事件の議案についての意見の申し出について（令和7年度小千谷市一般会計（教育委員会所管）補正予算（第12号）について）」）をご説明いたします。それでは議案第7号別紙をご覧ください。</p> <p>本案は、令和7年度小千谷市一般会計（教育委員会所管）補正予算（第12号）について、原案のとおり了承するとして、令和8年2月16日付で、教育長が臨時代理いたしましたので、これを報告し、ご承認をいただくものです。補正内容についてご説明いたしますので、議案第7号別紙資料をご覧ください。</p> <p>まず1ページは、令和7年度小千谷市一般会計補正予算（第12号）の全体額などが記載されております。次に教育委員会所管の具体的内容として、まず歳出から説明しますので、12・13ページをご覧ください。10款教育費、2項小学校費、3目学校建築費において5,490万円及び3項中学校費、3</p>

目学校建築費において2, 196万円の増額補正であり、どちらも校舎等整備工事の増額補正となっております。

内容としましては、小千谷小学校、片貝小学校、小千谷中学校の校舎LED改修工事につきまして、令和8年度予算で整備しようとして計画していましたが、国の令和7年度補正予算において、整備に係る交付金及び補正予算債が認められ、今年度中に予算化されたことから、前倒しで増額補正するものです。

したがって実際の執行につきましては、全額翌年度に繰り越して執行するものであります。

続きまして、歳入を説明いたしますので、8・9ページをご覧ください。15款国庫支出金、2項国庫補助金、6目教育費補助金で2, 562万円の増額補正であり、学校施設環境改善交付金の増額補正となっております。

また、22款市債、1項市債、9目教育債で5, 120万円の増額補正であり、学校施設整備事業における増額補正となっております。内容としましては、どちらも歳出で説明いたしました、校舎等整備工事の財源となるもので、国からの交付金及び補正予算債であります。

次に、議案第8号「臨時代理について（議会の議決を経るべき事件の議案についての意見の申し出について（令和8年度小千谷市一般会計（教育委員会所管）当初予算について））」をご説明いたします。それでは議案第8号別紙をご覧ください。

本案は、令和8年度小千谷市一般会計（教育委員会所管）当初予算について、原案どおり了承するとして、令和8年2月16日付けで、教育長が臨時代理いたしましたのでこれを報告し、ご承認をいただくものです。内容についてご説明いたしますので、本日配付の議案第8号別紙資料をご覧ください。

1ページから全体の予算規模などが記載されておりますが、ここでは資料10ページからの具体的な主要事業の中から、主に新規や拡充のところについてご説明いたします。それ以外はお読み取りいただければと存じます。

まず保育関係につきましては、10ページのNo.23からNo.28までが該当部分となっております。No.27の放課後児童健全育成事業、いわゆる学童保育につきましては、従来の運営費や新規開設、施設整備に対する補助のほか、指導員の加配に対する補助の拡充に取り組みます。

次に、学校教育関係につきましては、17ページ教育費のNo.1からNo.19、No.22、No.28からNo.31までが該当部分となっております。No.6の不登校対策事業につきましては、新年度より、不登校児童生徒の支援を行う不登校対応指導主事を当教育委員会に配置いたします。

次に、No.11のスクールアシスタント配置事業につきましては、新年度より、小千谷小学校内に小学校版の校内教育支援センターを開設することに伴い、スクールアシスタント1名を配置することといたします。

次に、No.16の学びの多様化学校運営事業につきましては、こちらも新年度より開設する小千谷中学校上ノ山分校を運営するための予算額が掲載されております。

次に、No.28の学校給食費負担軽減事業につきましては、国が行おうとしているいわゆる小学校の給食費無償化につきまして、国の補助上限額を上回る部分につきましては保護者が負担するのではなく、市が負担することで完全無償化を実現いたします。また、中学校の給食費については、物価高騰に伴う値上げ相当分について、こちらも市が負担することで給食費を令和7年度から据え置きといたします。

最後に、No.29の給食調理業務委託事業につきましては、新年度より、小千谷小学校並びに東小千谷小学校の給食調理業務を民間委託するための予算額が掲載されております。説明は以上です。

松井教育長	<p>ありがとうございました。何かご質問などありましたらお願いします。</p> <p>(委員 なし)</p>
松井教育長	<p>それでは、議案第7号及び8号につきましてご承認いただけますでしょうか。</p> <p>(全委員 異議なし)</p>
松井教育長	<p>議案第7号及び8号につきましてご承認いただきました。</p>
松井教育長	<p>続いて、議案第9号から12号を一括して上程いたします。内容は、「小千谷市教育委員会組織規則の一部を改正する規則の制定について」、「小千谷市教育センター運営規則の一部を改正する規則の制定について」、「小千谷市立学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則の制定について」、「小千谷市が設置する特定教育・保育施設に係る費用の額を定める要綱の一部を改正する要綱の制定について」であります。事務局より説明をお願いします。</p>
山本課長	<p>ただいま一括上程になりました議案のうち、まず議案第9号小千谷市教育委員会組織規則の一部を改正する規則の制定及び議案第10号小千谷市教育センター運営規則の一部を改正する規則の制定について一括してご説明いたします。議案第9号別紙及び議案第10号別紙をご覧ください。</p> <p>どちらも改正内容としましては、文部科学省が適応指導教室の呼称を教育支援センターへ改めていることから、これに倣い改正するものです。</p> <p>附則は、この規則の施行期日を令和8年4月1日とするものであります。</p> <p>次に、議案第11号小千谷市立学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則の制定についてご説明いたします。議案第11号別紙をご覧ください。</p> <p>改正内容としましては、小千谷中学校上ノ山分校いわゆる学びの多様化学校の設置に伴い、別表第2の各学校の通学区域が記載されているところに、小千谷中学校上ノ山分校の通学区域を追加するものです。また、備考として、この学校は、市外からも生徒を受け入れることから、例外規定を追加するものです。</p> <p>附則は、この規則の施行期日を令和8年4月1日とするものであります。</p> <p>次に、議案第12号小千谷市が設置する特定教育・保育施設に係る費用の額を定める要綱の一部を改正する要綱の制定についてご説明いたします。議案第12号別紙をご覧ください。</p> <p>改正内容としましては、この要綱の元となっております国が定めている算定に関する基準が、令和7年12月22日公布により一部改正されたことから、その改正どおりに、当市の要綱の該当する部分を改正するものです。</p> <p>附則として、この改正する要綱は公表の日から施行し、令和7年4月1日から適用するものであります。なお、この改正に伴い、市の歳入にありませう広域入所負担金が変わってくることとなります。説明は以上です。</p>
松井教育長	<p>ありがとうございました。何かご質問などありましたらお願いします。</p>
福島委員	<p>適応指導教室から教育支援センターへの呼称改正について、調べてみたところ、どちらも内容は同じということで2003年頃に改正されていたようですが、この度の多様化学校の開校に合わせて改称するという解釈でよろしいでしょうか。</p>
山本課長	<p>はい、おっしゃるとおりです。</p>

高野委員	議案第12号別紙の附則について、令和7年4月1日から適用するとありますが、どういうことでしょうか。
山本課長	遡ってこの額を適用するということになります。
松井教育長	それでは、議案第9号から12号につきましてご承認いただけますでしょうか。 (全委員 異議なし)
松井教育長	議案第9号から12号につきましてご承認いただきました。
松井教育長	次に日程3 月例事務報告兼教育委員会・教育長の予定について、本日配付させていただきました月例事務報告兼教育委員会・教育長の日程をご確認いただきたいと思います。事務局より修正や追加説明がありましたらお願いいたします。 (事務局 なし)
松井教育長	委員の皆様から何かご報告などございましたらお願いいたします。 (委員 なし)
松井教育長	次に、日程4 協議に移ります。 次回の定例教育委員会開催日につきましては、事務局より3月19日(木)午後4時から、小千谷中学校上ノ山分校となる市民学習センター楽集館で開催する案となっております。委員の皆様いかがでしょうか。当日は、会議開始30分前の3時30分から内見をできたらと考えております。 (日程調整の協議)
松井教育長	それでは、次回第3回定例教育委員会は3月17日(金)午後4時15分から市民学習センター楽集館で開催することといたします。なお、会議開始前の午後3時45分から施設を内見していただきます。よろしくお願いいたします。
松井教育長	ありがとうございました。以上で公開案件は全て終了いたしました。

上記委員会の次第を記載し、その相違ないことを証明するため、ここに署名する。

令和8年3月17日

小千谷市教育委員会

教育長